



Q1 「奨学金継続願」を入力すれば、4月以降も必ず貸与を受けることができますか。

A1 「奨学金継続願」の提出後、学校にて学業成績等を審査し、奨学金継続の可否を判断します。したがって、「奨学金継続願」を提出しても必ず継続貸与されるとは限りません。

Q2 「奨学金継続願」を入力しないまま入力期限を過ぎるとどうなりますか。

A2 【貸与奨学金】未提出者は「廃止」となり、**奨学生としての資格を失い、翌年度4月以降は奨学金が振り込まれません**。なお、翌年度4月以降の貸与奨学金の継続を希望しない方は、「奨学金継続願」の提出（入力）の際に、「**奨学金の継続を希望しません**」を選択してください。

【給付奨学金】未提出者は「停止」となり、翌年度4月以降は振込みが止まります。「**奨学金の継続を希望しません**」を選択した場合も「停止」となり、翌年度4月以降は振込みが止まります。「停止」とした期間は、奨学金の支給はされませんが、給付期間として通算されるため総支給月数から削減されます。

Q3 給付奨学金と貸与奨学金（第一種・第二種）の併用貸与を受けている場合は、同じことを3回するのですか。

A3 はい、給付・第一種・第二種それぞれの継続願を入力してください。
なお、給付奨学金と貸与奨学金は入力内容が異なるので要注意です。必ず事前に準備用紙を記入してから、入力開始してください。

Q4 貸与奨学金を3月まで辞退したい場合はどうすればよいですか。「奨学生継続願」は入力しなくてよいですか。

A4 いいえ。辞退したい場合も**必ず入力してください**。「奨学金継続願」の入力画面に**「奨学金の継続を希望しません」という選択肢があります**ので、これを選択してください。この手続きにより、貸与奨学金を3月まで辞退することができます。辞退した場合は、後日、奨学金返還のための口座振替（リレー口座）の手続きをして「預・貯金者控」のコピーを学校に提出し、引き続き在籍する場合はスカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出（入力）してください。口座振替（リレー口座）と在学猶予手続きについては、**5月以降に学生係から九工大メール**にて連絡をし、書類を配布します。重要な書類ですので、メールを見落とさないよう注意し、必ず受け取りに来てください。

Q5 4月から「休学」します。「奨学生継続願」の入力はしなくてよいですか。

A5 いいえ。4月から休学する場合でも、復学後に奨学金を継続するためには今回の継続願が必要です。なお、復学後に奨学金が不要な場合は「**辞退**」となりますので、上記同様、今回の継続願で「**継続を**



日本学生支援機構奨学金 繼続手続きに関するよくある質問

希望しない」と入力する必要があります。

ただし、今年度中に休学する方は、継続手続きは不要です。手続きについて説明しますので、学生係窓口に来てください。

Q6 留年しそうです。「奨学生継続願」の入力はしなくてよいですか。

A6 いいえ。留年する可能性がある場合も、「奨学生継続願」の入力は期限までに行ってください。年度末に学校が学業成績を確認し、本当に留年が確定していた場合は、学校が「廃止」の処理を行いますので、入力の際は、継続を希望するかしないか、その時点での意思表示をお願いします。

Q7 振込月額が0円（給付奨学金が停止中のため・第一種奨学金が給付奨学金との併給調整により停止中のため等）の場合は、「奨学生継続願」の入力はしなくてよいですか。

A7 いいえ。振込月額が0円の場合も、「奨学生継続願」の入力が必要です。給付奨学金は、現在停止中でも、次回の適格認定（家計）（10月～）によって、支援区分が変わり、給付奨学金の支給が再開したり、第一種奨学金の振込が再開したりする可能性があります。
なお、第一種奨学金が不要な場合は「辞退」の手続きとして、今回の継続願で「継続を希望しない」と入力してください。

Q8 スカラネット・パーソナルにログインできません。

A8 スカラネット・パーソナルを利用するには事前登録が必要です。今年度入学した方や、今年度から奨学金を利用し始めた方で、未登録の方は、「新規登録」に進んでください。なお、登録には、奨学生番号や奨学金振込口座番号などが必要です。奨学生番号は「奨学生証」で確認してください。どうしても分からぬ場合は、学籍番号・氏名を明記して学生係（koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp）にご連絡ください。

また、パスワードを忘れた場合は「ユーザID・パスワードを忘れた場合」に進んでください。

Q9 スカラネット・パーソナルで確認できる「貸与額通知」の内容を連帯保証人（親権者）及び保証人に見せる必要がありますか。

A9 連帯保証人・保証人はあなたの将来の返還を保証する方たちですので、現時点での貸与総額や、「返還誓約書」で約束したとおりに貸与を受けていることを確認していただく必要があります。連帯保証人、保証人はもちろん、機関保証選択者であっても未成年者の場合は必ず親権者（父母等）に内容を確認してもらってください。



Q10 「奨学金継続願」の記述式の部分でエラー表示が出てしまいます。

- A10 文字数が制限内に収まっているか、使用できない文字を使用していないか、改行により文字数が多くカウントされていないかを確認してください。また、「継続願提出画面」各画面の右上部分にある「入力方法」ボタンをクリックすると入力に関する説明が表示されます。
※**全角** 200 文字以内で入力してください。半角数字は使用できません。
※【使用できない文字の例】半角文字、外字、丸数字、ローマ数字、1 文字の（株）など

Q11 スカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の入力状況を確認することはできますか。

- A11 確認ができます。スカラネット・パーソナル「奨学金継続願提出」画面で、奨学生番号ボタンの右側に「提出済」と表示され、ボタンが非活性となっている場合は提出ができます。「提出済」の表示が無い場合、ボタンが活性化している場合は提出ができません。

Q12 「奨学生継続願」の入力後、受付番号を控え忘れ／確認画面を印刷し忘れました。

- A12 受付番号・印刷忘れは問題ありません。継続願が提出できているかどうかは、「奨学金継続願提出」画面から各自確認してください。どうしても入力内容を確認したい場合は学生係へ連絡してください。

Q13 間違えて「奨学金の継続を希望しません」を選択してしまった場合、どうなりますか。

- A13 間違って選択してしまった場合でも、奨学金は「辞退」となり変更できません。間違えないよう十分注意してください。

Q14 《貸与奨学生》所得・収入・支出の金額は1円単位まで必要ですか。

- A14 万円単位です。千円以下は切り捨て、「整数」で入力してください。
例：535,800 円 → ○ 53 万円 × 53.5 万円

Q15 《貸与奨学生》よく分からぬ項目があります。

- A15 ◆生計維持者の収入について
「給与所得」：会社員や公務員など、雇用されている人の給与を指します。源泉徴収票に記載されている「支払金額」を記入してください。この他にも、年金、生活扶助、手当などを含みます。
「給与所得以外」：自営業など、確定申告をしている人の収入を指します。確定申告書の「収入・

日本学生支援機構奨学金 繼続手続きに関するよくある質問

売上金額」「所得金額」を記入してください。

◆学生本人の収入について

「家庭からの給付」：家庭が払った授業料（奨学金を充てる場合は計上しない）、仕送りなど。

「その他」：貯金の取崩や臨時収入など、他の項目に該当しない全ての収入。

Q16 『貸与奨学生・学部生』家計支持者の最新の源泉徴収票がまだ発行されていません。

A16 令和3年分の源泉徴収票がない場合は、令和2年分（1月～12月）の源泉徴収票の金額を入力してください。なお、入力に用いた証明書類の学校への提出は不要です。

Q17 『貸与奨学生・学部生』家計支持者の源泉徴収票や確定申告書等がない場合、どうすればいいですか。

A17 役所で発行される「所得証明書」等で金額を確認して下さい。

Q18 『貸与奨学生・学部生』生計維持者の収入は、どの金額を記入すればよいですか。

A18 ■源泉徴収票を見る場合（会社員・公務員・パートなど）

…「支払金額」を「(1)給与所得」に記入してください。

令和 2年分 給与所得の源泉徴収票											
支 払 を受け る 者	住 所 又 は 居 所	東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号									
		(受給者番号) (個人番号) 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (役職名) 氏 (フリガナ) コクゼイ ハナコ 国税 花子 所得控除の額の合計額 円 源 泉 徴 収 税 額 円									
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 の 金 額						
給与・賞与		内	千	円	内	千	円		内	千	円
		1	650	000						21	850
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配 備 者 (特 別)		控 除 対 象 扶 養 親 (配偶者を除く)		い。※1万円未満は切り捨てて記入してください。 源泉徴収票等における支払金額 万円 確定申告の控における収入・売上金額 万円 所得金額 万円					
老 人	控 除 の 額	特 定	老 人	内	内						
有	従 有	従 人	老 人								
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円
950		457									

■確定申告書を見る場合（自営業など） → 次のページへ



日本学生支援機構奨学金 繼続手続きに関するよくある質問

■確定申告書を見る場合（自営業など）

…『カ・キ』（給与・公的年金等）は「(1)給与所得の場合…支払金額」に、
 『ア～オ・ク～シ』は「(2)給与所得以外の場合…収入・売上金額」に、
 ①～⑤・⑧・⑨・⑪は「(2)給与所得以外の場合…所得金額」に記入してください。
 なお、所得金額のうちマイナスとなる項目は「0」として扱います。

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及びの 復興特別所得税 申告書B F A 2 2 0									
住 所	個人番号	生年 月日							
又は 事務所 事務所 店舗など	フリガナ								
氏 名									
申和 年 月 日 の 令和二年分以降	職業	雇用・職名	世帯主の氏名	世帯主との続柄	電話番号	住宅・勤務先 場所	電話番号	—	
申和 年 月 日 の 令和二年分以降	(単位は円)	種類	青色	赤色	出	損失	修正	特農の 表示	
収 入 金 額 等 等	事 業 業 不 動 产 利 子 配 当 給 与 公 的 年 金 等	⑦							
	農 業 業	⑧							
	不 動 产	⑨							
	利 子	⑩							
	配 当	⑪							
	給 与 公 的 年 金 等	⑫							
税 金 額 等 等	事 業 業 不 動 产 利 子 配 当 給 与 公 的 年 金 等	⑬							
	農 業 業	⑭							
	不 動 产	⑮							
	利 子	⑯							
	配 当	⑰							
	給 与 公 的 年 金 等	⑱							
所得 金 額 等 等	事 業 業 不 動 产 利 子 配 当 給 与 公 的 年 金 等	⑲							
	農 業 業	⑳							
	不 動 产	㉑							
	利 子	㉒							
	配 当	㉓							
	給 与 公 的 年 金 等	㉔							
所得 金 額 等 等	事 業 業 不 動 产 利 子 配 当 給 与 公 的 年 金 等	㉕							
	農 業 業	㉖							
	不 動 产	㉗							
	利 子	㉘							
	配 当	㉙							
	給 与 公 的 年 金 等	㉚							
Q19 <貸付> りました。収入金額の計上方法を教えて下さい。									

- A19 直近3か月分程度の給与明細や帳簿から、今後1年間の収入などを炊爨して記入してください、失業した場合は、受給予定の失業手当の金額を入力してください。前職の収入は計上不要です。
 また、転職などにより収入が増えたとしても、今回の継続手続きでは生計維持者の家計の審査を行うことはしないため、来年度の貸与奨学金に収入増の影響が出ることはありません。



Q20 『貸与奨学生・学部生』家計支持者に複数の収入がある場合はどうすればいいですか。

A20 「給与所得」と「給与所得以外」の各項目それぞれで合計して入力してください。

Q21 『貸与奨学生』新入生でも 2021 年 12 月から 2022 年 11 月分の学生本人の収入・支出を入力するのでしょうか。

A21 2022 年 4 月入学生は、2022 年 4 月～11 月の 8 ヶ月分の収入・支出を入力してください。

Q22 『貸与奨学生』学生本人の収入・支出の差額が 36 万円以上（大学院生は 45 万円以上）ある場合は、奨学金の減額が必要ですか。

A22 収入・支出の差額が大きい場合は、減額指導の面談の対象となります。収入・支出の差額については、慎重に計算を行い、入力間違いのないように注意してください。

減額指導対象者には、九工大メールで呼び出しの連絡をしますので、連絡が来た場合は必ず学生係にお越しください。

Q23 経済状況、学生生活の状況はどのように書けばいいですか。

A23 記述欄には、継続を希望するに至る経済状況と、奨学生としてふさわしい生活をしている旨、140 文字以上（目安）200 文字以内で具体的に文章を書いてください。

Q24 入力・送信完了した後に、入力内容の誤りに気付きました。

A24 至急、情報工学部学生係（jho-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp）に連絡してください。
※誤りがないよう、送信前には必ず入力内容を確認してください。

Q25 用意した入力準備用紙や源泉徴収票などはどうすればいいですか。

A25 捨てずに各自保管し、入力内容について確認があった際に使用してください。

Q26 学生係窓口に提出する書類はありますか。

A26 原則、提出する書類はありません。ただし、入力内容や学業成績によっては、後日必要書類の提出を求めことがあります。九工大メールで連絡をしますので、メールを見落とさないよう、こまめに確認してください。



Q27 登録している情報に変更があります。どうすればいいですか。

A27 A. 本人の電話番号・住所変更の場合

継続手続きの入力画面で変更できます。入力する際は、半角英数に気を付けてください。文字を含む入力箇所では、英数は全て大文字となります。※給付奨学生及び第一種奨学生の方で、通学形態（自宅→自宅外・自宅外→自宅）が変わった方は、至急学生係窓口にご連絡ください。

B. 連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先に登録している人の住所変更の場合

継続手続きの入力を済ませてから、学生係窓口にご連絡ください。

C. 電話番号（本人以外）・メールアドレス・勤務先の変更の場合

貸与中に変更することができません。貸与終了後に、スカラネット・パーソナルから各自変更してください。

Q28 学業成績の適格基準を教えてください。

A28 貸与奨学金・給付奨学金それぞれの適格基準は下記のとおりです。

どちらの奨学金も、学業不振により**留年が確定すると「廃止」**の処置が取られます。廃止とならないよう、今年度の残りの授業・試験に取り組んでください。

«**貸与奨学金**»

下記のいずれかに該当する場合は「廃止」となります。

- (1) 留年（卒業延期・修了延期）が確定した者、または卒業延期の可能性が極めて高い者
- (2) 当年度の修得単位(科目)数が皆無の者又は極めて少ない者

«**給付奨学金**» → 次のページへ



日本学生支援機構奨学金 繼続手続きに関するよくある質問

«給付奨学金»

廃止	<p>以下の<u>いずれか1つでも該当</u>する場合、「廃止」（打ち切り）となります。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合(2) 修得単位数の合計数が標準単位数^{*1}の5割以下の場合(3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと大学が判断した場合(4) 連続して「警告」に該当した場合 <p>【給付型奨学金の返還が求められる場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・大学から懲戒処分（退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学）を受けた場合・学業不振^{*2}に斟酌すべきやむを得ない事由^{*3}がない場合 <p>(*1) 標準単位数 = (卒業要件単位数) ÷ 4 × (在学年数) 各学年における標準単位数は、1年次生：31単位 2年次生：62単位 3年次生：93単位。 (*2) 「学業不振」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。<ul style="list-style-type: none">・修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合 (*3) 「斟酌すべきやむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病等、学業不振について学生本人に帰責性がない場合をいう。学生本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」には該当しない。</p>
警告	<p>以下の<u>いずれか1つでも該当</u>する場合、「警告」となります。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合(2) GPA^{*4}が所属する学科・類の下位1/4に属する場合(3) 出席率8割以下など、学修意欲が低いと大学が判断した場合 <p>(*4) GPAは、単年度の学業成績により算出し、判定する。</p>

Q29 令和5年度4月の奨学金振込日はいつですか。

A29 2023年4月21日(金)予定です。

4月・5月の振込は、ほかの月と異なり、月の中旬～下旬に行われます。

正式な振込日は、日本学生支援機構HPで確認してください。



«奨学金振込予定日» https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/furikomi_bi.html

■問い合わせ先 ■情報工学研究院学生係 jho-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

学生係窓口またはメールにて質問を受け付けます。お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

メールの際は、学籍番号・氏名を明記してください。

対応時間：平日 8:30-17:00（土日祝・年末年始のぞく）